

唐津市監査委員公告

財政援助団体等における監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により監査（株式会社肥前風力エネルギー開発）の結果に関する報告に基づいて講じた措置状況の通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年1月22日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 飯 田 隆 人

財政援助団体等監査結果に係る措置状況報告書

監査期間：令和4年3月7日～令和4年5月16日

株式会社肥前風力エネルギー開発

1 非上場会社への出資について

株式会社肥前風力エネルギー開発（以下「当社」という。）は、令和元年 7 月 31 日に、非上場会社 A 社に対して 1,000,000 円を出資しているが、当社は、非上場会社への出資をその事業目的としていない。また、非上場株式は、証券市場で売買ができないため流通性がなく、出資金を回収できないリスクを有するものと思料される。

当社の事業目的にないこのような出資を行ったことについて、令和元年 6 月 7 日付けで起案されていた「地域エネルギー会社設立および出資者募集の件」の稟議書は確認できたものの、それまでの出資の判断に至った経緯に係る取締役会の議事録等その意思決定に係る文書が確認できなかった。当社の非上場会社 A 社への出資については、当社の第三セクターとしての事業目的から判断して適切であったのか疑問である。

（講じた措置）

非上場会社への出資により取得した株式については、当社の第三セクターとしての事業目的に疑義を覚知したため、解散を視野に入れながら株式の処分について非上場会社と協議を進め、令和 6 年 9 月に同額の 1,000,000 円で第三者へ譲渡することで出資状態を解消した。

2 業務執行に伴う意思決定手続について

令和元年度及び令和 2 年度の当社の修繕費の合計 107,344,900 円のうち 99.8%が、B 社が行う設備（風力発電機）の保守管理及び増速機・メインベアリング交換等に係る費用であった。

その費用のうち支出金額が高額である増速機・メインベアリング交換等については、平成 30 年 12 月 13 日付けで起案されていた発注等の稟議書における契約金額が 98,000,000 円であったにもかかわらず、契約金額から 8,400,000 円減額された 89,600,000 円（機器 60,870,000 円及び工事 28,730,000 円）が

令和元年 9 月 30 日に支出されていたため、関係書類等を探したものの、その減額の経緯等が確認できる稟議書などは存在しなかった。

今回の監査において発注先選定等に係る基準や会計基準等は見受けられず、経費支出の適正性や妥当性を確認できない状態であるため、今後は、当社の内部意思決定に関する基準等を定めることにより経理の適正性、妥当性が確保できる体制を検討されたい。

(講じた措置)

当社の内部意思決定に関しては、指摘以降、解散に向けた調整を進めていたこともあり基準等を定めるところまで至らなかったが、稟議書の作成及び保存を徹底し、経理の適正性、妥当性を確保できる事務処理を行うよう改めた。